

陳情第 7 号

精神障害者の包括的な相談支援体制に関する陳情

1 受理年月日 平成29年11月20日

2 陳 情 者 立川市砂川町7-56-59
立川精神障害者家族会（立川麦の会）
代表者 眞壁 博美

3 陳情の要旨

現在3ヶ所ある精神保健福祉関係の地域活動支援センターが、平成30年3月をもって同時に2ヶ所（パティオ・マーキー）閉所となることが明らかとなりました。立川市における精神障害者の包括的な相談支援体制を後退させることなく、維持・充実させてください。

4 陳情の理由

- (1) 立川市における精神保健福祉関係の地域活動支援センター（以下「地活」という。）は、包括的な相談機関としての地活Ⅰ型が2ヶ所（「パティオ」と「連」）、ゆるやかな通所・居場所機能の地活Ⅱ型が1ヶ所（「マーキー」）、計3ヶ所あり、それぞれ機能分化しながら精神障害を抱える当事者・家族の支援を行ってきました。
- (2) また、精神保健福祉関係の相談支援体制は、地域生活支援センター「パティオ」（柴崎町）に続き、平成24年4月に「連」（高松町）が地活Ⅰ型に移行することで、地活Ⅰ型事業所が北と南に1ヶ所ずつ配されて充実が図られました。こうして立川市における「こころの相談窓口」は、パティオ、連、障害福祉課、多摩立川保健所の4ヶ所の体制となり、相互に連携しながら立川市における相談支援体制を担い、今日に至っています。

なお、マーキー（錦町）は、平成10年10月に共同作業所として開所、平成24年4月に市の委託を受け現在の地活Ⅱ型に移行しています。

- (3) ところが、平成29年10月に入り、上記のうち「パティオ」と「マーキー」が、平成30年3月をもって閉所になることが、様々な方面からの情報で明らかになりました。しかもこのことは、すでに6月時点で決定されていて、10月まで公表が伏せられていたことも判明しました。

事業所が同時に2ヶ所閉所になるという異常事態に、利用者である当事者・家族を始め関係機関にも衝撃と不安、困惑が広がっています。

- (4) 現在、立川市では、第5期障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）の検討が進められていますが、「地域活動支援センター事業」（「素案」57頁）の項目では、「平成30年度から事業所数の削減が見込まれる」として、パティオ・マーキーの事業所閉鎖を既成事実としています。また、「全ての障害に

対応可能な地域活動支援センターを2ヶ所設置する予定」との記載が新たに加わりましたが、その内容の詳細や設置時期も不明のままです。

いずれにしろ、2ヶ所の事業所の閉鎖と「サービス提供体制の再編及び機能強化」との間にはタイムラグがあり、その間、利用者である当事者と家族への支援が滞ることは確実と思われます。

- (5) 厚生労働省の患者調査（3年毎に実施）によれば、平成26年の精神疾患を有する総患者数は、392万4千人で、平成20年（323万3千人）と比べ、約70万人増加しています。また、立川市における、精神保健福祉手帳所持者数及び通院医療費公費負担制度利用者数は年々増加しています。

精神保健福祉手帳所持者数は、平成18年度が563人、平成23年度に千人を超え、平成28年度末には1,709人に達しています。また、通院医療費公費負担制度利用者数は、平成18年度が1,733人、平成21年度に2千人を超え、平成28年度末には2,974人に達しています。

精神障害者は長い間、医療費助成制度や福祉手当制度、交通運賃割引制度などの対象から除外されてきました。障害種別間の格差を是正し、精神障害者への支援の量的・質的な充実を図ることは、引き続き重要な課題であり、ましてや後退させることはあってはなりません。

とりわけ、相談支援体制の充実、さまざまなサービス提供体制の要です。精神疾患は多様化・複雑化しています。北と南に1ヶ所ずつの地活I型事業所の配置という現在の相談機能を後退させることなく、維持・充実させることを求めます。